

# とうしんＩＣキャッシュカード特約規定

令和1年11月現在

## 1. 特約の適用範囲

- (1) この特約は、当金庫が発行するキャッシュカードのうち、ＩＣチップが付加されたキャッシュカード（以下「ＩＣカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫キャッシュカード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫キャッシュカード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫キャッシュカード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫キャッシュカード規定の定義によるものとします。

## 2. ＩＣカードの利用

ＩＣカードは、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫所定のＩＣカードが利用できる預金機（以下「ＩＣカード対応預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合。
- (2) 当金庫所定のＩＣカードが利用できる支払機（以下「ＩＣカード対応支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当金庫所定のＩＣカードが利用できる振込機（以下「ＩＣカード対応振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込をする場合。
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合

## 3. 1日あたりの払戻限度額・回数

- (1) 当金庫および支払提携先のＩＣカード対応支払機を利用した1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しはＩＣチップ提供機能を利用した払戻しとＩＣチップ提供機能を利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。
- (2) 前記（1）にかかわらず、当金庫および支払提携先のＩＣカード対応支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (3) 当金庫および支払提携先のＩＣカード対応支払機による1日あたりの払戻回数は、ＩＣチップ提供機能を利用した払戻回数とＩＣチップ提供機能を利用しない払戻回数のそれぞれについて、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

## 4. 振込カード機能

- (1) 当金庫のＩＣカード対応振込機を利用して振込を行う場合には、ＩＣカード対応振込機の画面指示に従って必要な操作をすることにより、ＩＣチップ内に当該振込にかかる振込先に関する情報（以下「振込情報」といいます。）を、当金庫所定の件数を限度として格納し次回以降の振込に利用することができます。
- (2) ＩＣチップ内に蓄積された振込情報は、ＩＣチップが故障した場合には復元できません。また、ＩＣカードを再発行する場合には、新しいＩＣカードには当該振込情報は引き継がれません。

#### 5. ICカード対応預金機・支払機・振込機の故障時の取扱い

ICカード対応預金機・支払機・振込機の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

#### 6. ICチップ読取不能時の取扱い等

- (1) ICチップの故障等により、ICカード対応預金機・支払機・振込機においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当金庫所定の手続きにしたがって、すみやかに取引店にICカードの再発行を申し出てください。
- (2) ICチップの故障等によって、ICカード対応預金機・支払機・振込機においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

#### 7. 再発行手数料

ICカードを再発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

以 上